

「神戸市公共建築工事共通費積算基準」の主な改定内容について

I. 神戸市公共建築工事共通費積算基準

(1) 揚重機械器具費について

「建築積算のための仮設計画（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」の改訂出版を受け、機械の規格や存置日数の考え方を改定。

(2) 工期設定における「猛暑による作業不能日」の考慮について

建設業における働き方改革の推進、熱中症対策の観点から、共通費算定における T（工期）の算定において、「猛暑による作業不能日(※)」を考慮する。

〔(※) 観測地点における WBGT 値が 31 以上となった時間数を日数に換算したものの過去 5 年の平均値で算出。〕
参考値：(7月) 1日、(8月) 3日、(9月) 1日

(3) その他軽微な変更

国の「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」の改定等による軽微な改定。

〔主な改定点〕

- ・ 共通仮設費に別途積上げる項目を追加。
(PCB 含有調査、テレビ電波障害調査、予備調査結果を貸与しない場合等の石綿含有建材の調査費等)
- ・ 鉄骨工事における共通費の補正方法の記述を削除。
(参考：既に令和 6 年 4 月改定時より、鉄骨工事の補正は行っていません。)
- ・ リースで発注する場合における共通費算定方法や、主たる工事と主たる工事以外を一括で発注する場合の共通費の算定方法等の表現を変更。
- ・ 「とりこわし工事」の共通費区分がなくなったことから、とりこわし工事を宇組めて発注する場合の表現を変更。

II. 適用日

令和 6 年 7 月 1 日

(工事特記仕様書[令和 6 年 7 月 1 日適用]を使用する工事から適用する。)